

附属書十（第八章関係） 収用

両締約国は、第九十二条1の規定に関し、次の事項についての理解を共有していることを確認する。

収用又は国有化と同等の措置は、直接的な収用と同等の効果を有する締約国による一又は一連の行為であつて、正式な権原の移転又は明白な差押えを伴わないものである（以下「間接的な収用」という。）。締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

- (a) 政府の行為の経済的な影響（ただし、当該行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもつて間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）
- (b) 政府の行為が投資から生ずる明確な及び合理的な期待を害する程度
- (c) 政府の行為の性質（当該行為が無差別なものであるか否かを含む。）
- (d) 政府の行為の目的（当該行為が正当な公共の目的（公共の福祉及び安全並びに公衆の衛生の保護、環境の保護及び保全等）のために行われるか否かを含む。）